

# 甲第7号証

平成29年(ハ)第14号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 広島県

## 意見書

平成29年9月6日

庄原簡易裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 福 永

孝



### 第1 被告の意見

原告の平成29年9月5日付文書提出命令の申立を却下する、との裁判を求める。

### 第2 理由

#### 1 被告は文書を所持していないこと

原告が提出を求める原告の警察官調書は、乙1号証のとおり既に検察庁に送られて現在捜査中であり、被告は所持していないから提出義務を負わない。

#### 2 引用文書ではないこと

被告は、原告の訴状記載の「私(被害者)の警察官面前調書に「厳重なる処罰を求めます」との記載を求め記載されました。」との主張に対して、認めると認否したにすぎない。

そして、引用の態様としては「当事者が自己の主張を正当化するために文書の存在および内容を積極的に援用する必要があり、相手方の照会や裁判所の釈明に答えて当事者が文書の所持を認めても、ここでいう引用とはみなされない」とされているところ(東京高判昭和40年5月20日判タ178号147頁)、前記のとおり被告は「認める」との認否をただけであり、書面の内容を積極的に援用したことはないので、引用文書に該当する余地はない。

#### 3 不起訴記録であって提出の必要性もないこと